

ハイヤー供給契約

(案)

独立行政法人経済産業研究所理事長 及川 耕造（以下「甲」という。）と〇〇

（以下「乙」という。との間に、乗用自動車（ハイヤー）の雇い上げに関し、下記のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は必要に応じて乗用自動車の提供を乙に請求し、乙は甲の請求する台数を運転手付きにて提供のうえ、甲の指示により勤務させるものとする。

（契約期間）

第2条 本契約の期間は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までとする。

（契約料金）

第3条 契約の対象とする経費は、次の各号に掲げる経費であって、契約料金は第2項に定める料金とする。ただし、必要ある場合は、甲乙協議の上これを変更することができる。

- (1) 乗用走行・待機料（配車取り消し料金を含む。）
- (2) 高速道路通行料・有料駐車場料（乙が利用者の請求又は了解を得て使用した場合に甲が負担するものとする。）

なお、手数料については、なしとする。

- 2 前項第1号に定める料金については、次のとおりとする。ただし、理事長の海外出張期間等甲が指定する日（として、当該指定する日の2日以前に通知した場合に限る。）にあたっては、第2号に規定する待機料はなしとする。

待機料等の料金設定の詳細は入札後に取り決める事とする。

（対価の請求及び支払い）

第4条 乗用料金の請求は、毎月分ごとに乙は使用明細を記入した請求書を作成し、甲に提出するものとする。なお、乙は料金の請求に際して、第3条項第1号に基づく料金については消費税額及び地方消費税額（消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の83の規定に基づき算出した額）を加算し、同条第2号に基づく料金については実費分を甲に請求するものとする。（円未満は切り捨てとする。

2 乗用料金の支払いは、甲が乙から提出された請求書を審査し、適法な支払請求書として受理した時は、その日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に支払うものとする。

（事故の処理）

第5条 乙は乗用自動車の供給中、破損その他の理由のより運転不可能の事故を生じたときは、直ちに完全な代車を供給するものとする。

（契約の解除）

第6条 甲は次の各号の一に該当するとき、本契約を解除することができるものとする。

- （1） 乙が正当な理由により契約の解除を請求し、甲がこれを承認したとき
- （2） 乙が契約の条項に違反し、またその他の不当な行為があったとき。
- （3） 重大な事故又は故障が頻発したとき。

（損害賠償）

第7条 乙は乗用自動車の供給中、乗務員の故意又は過失により利用者又は第三者に損害を与えたときは、その損害をすべて負担とする。

2 前項の場合において、損害を受けた者が利用者であるときは、乙は当該利用者に対し、損害賠償の責任を負うものとし、その損害額等は甲・乙及び利用者の協議により決定するものとする。この場合において、賠償額等の決定までに相当の期間を要すると見込まれるときは、乙は当該利用者に対し、応急的措置として別途甲・乙及び利用者が協議し決定した額を賠償額等の内金として速やかに補償するものとする。

3 利用者が損害を受けた場合において、甲が当該利用者に対し法定の補償、その他必要な費用の支払いを行ったことより損失を受けたときは、その損害について乙・甲に対し損害賠償の責任を負うものとし、その損害額は甲・乙協議により決定するものとする。

4 乙は自動車の供給中、利用者が第三者の責任による損害を受けたときは、乙の責任の有無に関わらず、第三者との交渉について甲に協力をするものとする。

（協 議）

第8条 本契約の履行について疑義があるとき、または本契約条項に定めない事項については、双方協議のうで決定する。

上記契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲、乙双方記名捺印のうえ各自1通を保有する。

